

第 184 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 7 月 23 日 (月曜日) 午後 1 時 30 分から午後 2 時まで
- (2) 場所 プラザおでって 3 階 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 12 名

会長	南	正	昭		
委員	佐	藤	ケイ子		
委員	千	葉	絢子		
委員	谷	藤	裕明	(代理)	村井 淳
委員	武	田	平八		
委員	上	田	吹黄		
委員	遠	藤	一子		
委員	佐	藤	義伸	(代理)	松田 幸造
委員	佐	久間	恵二	(代理)	遠藤 憲子
委員	尾	関	良夫	(代理)	宗像 次夫
委員	津	田	修一	(代理)	下澤 治
委員	石	川	哲	(代理)	板垣 則彦

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ただいまから、第 184 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 12 名の御出席をいただいております。

したがいまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

それでは、はじめに岩手県県土整備部 遠藤道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局（道路都市担当技監）

県土整備部道路都市担当技監の遠藤と申します。

開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、そして毎日暑い日が続き、本日このような天候で少し温度が下がっておりますけれども、大変暑い中御苦労されていると思います。そういった中で都市計画審議会に御出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から本県の都市計画を始めとした、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

本日の審議案件は1件でございます。釜石都市計画臨港地区の変更について御審議いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、きたんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回の審議会から新たに任命された委員を御紹介させていただきます。

岩手県県議会議員 千葉 絢子（ちば じゅんこ）委員でございます。

続きまして、岩手県公安委員会 委員長 石川 哲（いしかわ さとし）委員でございますが、本日は、岩手県警察本部 交通規制課長の 板垣 則彦（いたがき のりひこ）様に代理出席いただいております。

それでは審議に移る前に、会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

先週新聞等にも出ていましたけれど、岩手大学が主体となって、国際会議ということで、災害危機管理に関する問題について、ハーバード大学、清華大学とかたいへんなどころから来ていただいて、危機管理ですとか防災に関するいろいろな議論をしたのですが、なんといっても評判が良かったのはうちの学生さんです。盛岡という町で何を申し上げたいかという、国際会議はいいですけど、海外から来られた人にとって改めてこの町の景観とか、あるいは学生さんの人柄の良さ、しっかり働いている様子が伝わるのでしょうか。私も学ばなければならないと改めて思いました。

会議のことはまた新聞等で出るとお思いますので、見ていただけたらと思います。

そうしたまちづくりの根幹を支える大切な都市計画審議会ですので、みなさんそれぞれのお立場から慎重な審議をいただきまして、本日の案件に対応できたらと思います。

よろしくお願ひします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

それでは議案の審議に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とすることがございますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される

案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議につきましては、ただいまの御説明のように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

○会長

本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「釜石都市計画臨港地区の変更について」を上程いたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、釜石都市計画臨港地区の変更についてでございますが、まず、臨港地区について御説明させていただきます。

臨港地区とは都市計画法で定められた地域地区の一つでございます。港湾を管理運営するために定める地区でございます。港湾管理者である県が申し出た案に基づきまして、県が定めることとされております。また、臨港地区に指定されると、港湾法の規定により工場または事業所の新設・増設等一定の行為について、港湾管理者である県への届出が必要となります。

県内の臨港地区の状況でございますが、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港の4つの重要港湾において定めております。釜石都市計画臨港地区につきましては、釜石港の整備に伴い昭和39年に最初の都市計画決定を行いました。その後港湾整備が進むのに伴って、平成11年、平成19年と臨港地区を拡大する変更を行っております。

臨港地区指定による効果といたしましては、一つ、港湾管理者が行う業務を行う陸域の範囲を示す、二つ、工場等の新增設についての届出の義務を課す、などが挙げられます。

次に港湾計画との関係についてでございます。港湾法に基づきまして、港湾の開発や利用保全の方針、港湾施設の規模・配置等を定めている港湾計画は、都市計画法に基づく臨港地区と整合を図るものとされております。

釜石港の港湾計画につきましては、平成30年2月に変更を行っておりまして、今回この港湾計画に整合する内容で臨港地区を都市計画変更しようとするものでございます。

変更部分の土地利用計画でございますが、港湾計画では釜石港の公共埠頭周辺で従事

する労働者やその他の港湾利用者の安全確保を図るため、津波が発生した際に指定避難場所まで安全に避難できるよう避難路を緑地として位置づけております。この避難路は釜石市が平成 25 年から整備を進めているところでございます。

続いて都市計画の変更の内容について御説明をいたします。今回、港湾計画で新たに緑地として土地利用計画に定められた部分を臨港地区に追加することに伴い、面積を約 47ha から約 49ha に拡大するものであります。この図の中で、赤色で塗りつぶした箇所が、新たに臨港地区に含まれる箇所を示しております。

今回の変更により画面中央下の辺り、①と記載した細長いエリアと画面の上部②と記載したエリアを新たに臨港地区に含めるものでございます。

こちらは①の部分を少し大きく表示したものになります。港町 2 丁目の国道 45 号の高架道沿いの部分を拡大したものになります。港湾計画において避難路を緑地として港湾と一体の土地利用計画として位置づけられたことから、今回この区域について臨港地区に追加をしようとするものであります。

こちらは②の部分の拡大でございますが、市営釜石ビル前の地区ということでありまず。先ほどと同様に避難路の計画に合わせて臨港地区に追加をしようとするものであります。

次に現地の状況を写真で示したものでございます。写真の時点、平成 22 年 3 月の時点の状況でございます。今回臨港地区に含める土地は、東日本大震災津波で被災する前は飼料関連の貯蔵製造施設や個人商店などが立地をしておりました。現在釜石市において土地を取得し避難路の整備を進めているところであり、来年度 2019 年度に完成予定と伺っております。

こちらは平成 30 年 3 月に撮影した写真になります。今回拡大する箇所は画面で見にくいですが赤枠で示しておりますけれども、釜石市役所の南側及び釜石駅及びイオンタウンの東側に位置しておりました。現在周辺では津波復興拠点整備事業等の復興事業が進められているところでございます。

最後に都市計画変更に係る手続の状況について御説明をいたします。平成 30 年 4 月に港湾管理者である県土整備部港湾課から都市計画変更について申し出を受けまして、手続を開始いたしました。

その後、釜石市の広報誌等において周知を行った上で素案を公表しております。

平成 30 年 5 月 22 日には釜石市役所において変更素案に関する説明会を開催し 2 名が参加されましたが、変更素案に関する意見はございませんでした。また、釜石市への意見聴取を行いまして異存なしの回答を受けております。

平成 30 年 6 月 18 日から 7 月 2 日までの 2 週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第 1 号、釜石都市計画臨港地区の変更についての説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただいま御説明のありました議案第 1 号につきまして、御審議願いたいと存じます。御意見、御質問等がございましたらお申し出ください。

○委員

被災前の平成 24 年の写真、区域内にはいくつもの建物が存在していたが、ここで営業されていた、あるいはそこで物を納入していた方々の土地は被災後更地になり、そこに建物はないでしょうけど、その人たちの土地等はどのように整備されたのか説明いただきたい。

○釜石市

今の御質問ですけれども、被災された方々は、津波で建物等がなくなっております。この用地を買収する際には、「どちらに移転したいですか。」という希望をとりまして、その希望に沿って住まれていた方、営業されていた方は違う場所に再建をするということで調整をしたところでございます。

例えばスライドのところですが、釜石市役所の付近のことを言われていると思うのですが、市役所から右側の方で津波復興拠点整備事業という造成事業を行っておりまして、そちらに移転したいという希望があればそのとおりに移転しておりますし、また、理由があって市外に行きたいということであれば、用地をお売りいただいてそのまま補償は終わっているという状況でございます。

○会長

その他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。

議案第 1 号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

異議なしの声をいただいております。

それでは、原案のとおり確定いたします。

本日の審議会で予定していた事項は、すべて終了いたしました。御協力誠にありがとうございました。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

ここで、岩手県都市計画審議会委員の任期についてでございますが、学識経験者の委員の皆様におかれましては、任期が今年の 9 月 8 日をもって満了となります。

つきましては、今回が任期前最後の審議会となりますので、山田総括課長から御礼の御挨拶を申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

本日は、円滑な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

さて、本審議会におきましては、岩手県都市計画審議会条例第 3 条の規定によりまして、

審議会委員のうち9名の学識経験者の皆様方につきましては、任期が2年と定められております。ただいま澤田課長の方から申し上げたように、本年9月8日をもって任期満了となります。その間に今のところ審議会の予定なしということでございますので、この場で御礼を申し上げたいと思います。

改選される委員の皆様方につきましては、手続につきましては、改めて事務局の方から御相談させていただきたいと思いますが、先生方におかれましては、御多忙の中、本県の都市計画行政の推進に多大な御尽力を賜ったところでございまして、この場をお借りいたしまして深く御礼申し上げます。

今後とも当審議会また県政への御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

以上をもちまして、第184回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。